

## 「とちぎのいいもの」(県産品) 販売推進事業取扱商品募集要領

### 1 事業概要

「とちぎのいいもの」(県産品) 販売推進事業(以下「本事業」という。)における目的及び事業内容については次のとおりです。

なお、本事業で扱う商品は、本要領に基づき応募のあった商品とします。

#### (1) 目的

本事業は、首都圏等に対して販路開拓に意欲のある事業者等(以下「事業者」という。)が行う販売推進活動について県が支援し、取引量の拡大及び商品力の向上につなげ、ひいては本県産業の活性化、県のイメージアップ、ブランド力の向上を図ることを目的としています。

#### (2) 事業内容

##### ① 販路開拓業務

栃木県東京事務所の「とちぎのいいもの」販売推進本部(以下「本部」という。)を首都圏等におけるマーケティングの最前線基地として、百貨店、大手スーパー、レストラン、ホテル、卸・食品商社等(以下「売り込み先」という。)への個別訪問等により「とちぎのいいもの」の販路開拓業務を行います。

なお、個別訪問の状況に応じて、事業者の同行を求めることがあります。

また、最終的な取引条件等の合意については、事業者間取引によりますので、県の関与はありません。

##### ② 販売推進セミナーや展示・商談会の開催

都内の卸小売業等の幹部社員を対象とした販売推進セミナーや、実需者を対象とした展示・商談会を開催し、商品取り引きの機会を設けます。

##### ③ 商品情報等のフィードバック

販路開拓業務の過程で得た売り込み先からの商品への提案・改善情報を事業者にフィードバックし、商品や企業力の強化につなげます。

##### ④ 個別商談の立会い・助言、現地調査対応等

必要に応じて事業者との個別商談の立会いや助言、現地調査の対応等を行います。

##### ⑤ その他

その他、本事業の目的を達成するために必要な事業を行います。

### 2 事業者及び商品の基準

対象となる事業者及び商品の基準については、次のとおりです。

#### (1) 事業者・生産者の基準

事業者・生産者の基準については、次の項目の全てに該当していること。

① 事業者にあっては、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。)、協同組合、企業組合、NPO法人等の栃木県内の事業者。

生産者にあっては、栃木県内の農業者または農業者が組織する団体。

② 本部が首都圏等で売り込み先に商品個別の訪問を行う際に、同行できる体制がとれる事業者であること。

③ 本事業に関して、売り込み先が原材料の生産工程や商品の製造工程等の確認をしたい旨の申し出があった場合、現地に於てこれらの情報を開示し対応できる体制

が取れる事業者であること。

なお、原材料の生産及び商品の製造、販売を応募者と別の事業者が行っている場合であっても同様の対応ができること。

- ④ 本事業を活用し自らの商品の販路拡大に積極的に取り組む意欲がある事業者であること。
- ⑤ 本事業を活用し首都圏の市場で通用する商品力や企業力向上など質的な向上を目指す意欲がある事業者であること。
- ⑥ 関係法令を遵守するとともに、衛生管理技術等の向上に積極的に取り組んでいる事業者であること。

特に、商品の表示に関しては、法令により様々な基準が定められていることから、応募後に商品の表示に不備や誤りが無いようにすること。

※ 各法令に関するお問い合わせは、別紙「商品の表示に関するお問い合わせ先」を参考にしてください。

## (2) 商品の取扱基準

本事業で取り扱う商品は、農林水産物、加工食品及び伝統工芸品・工芸品であり、商品の基準は次のとおりです。

- ① 農林水産物については、栃木県内で生産、収穫されたものであること。
- ② 加工食品については、次のいずれかに該当していること。
  - ア 商品の主要な原材料が栃木県内産であって、商品の製造もしくは加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。
  - イ 商品の主要な原材料が栃木県内産であって、栃木県外の事業者等により製造された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。
  - ウ 商品の主要な原材料が栃木県外産である場合は、その製造もしくは加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
  - エ 上記に掲げる以外の商品であって、本県のイメージアップや知名度向上に相当程度寄与できるものと判断できるもの。
- ③ 食品以外の商品については、本県のイメージアップや知名度向上に相当程度寄与できるものであり、次のいずれかに該当していること。
  - ア 伝統工芸品  
栃木県伝統工芸品の指定を受けている工芸品であること。
  - イ 工芸品  
主に手作業により製作される漆器・陶磁器・染織品・木工品・革製品などで、商取引により一般の消費者に供されている製品であること。
- ④ 商品の製造過程等において、品質及び衛生管理等が適正に行われ、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ⑤ 食品衛生法、JAS法、景品表示法等、各種法令等に定められた表示義務等に対応している商品であること。
- ⑥ 首都圏に向けて安定した製造量や出荷量が確保されている商品であること。
- ⑦ その他、取扱商品を選定する過程で疑義が生じた場合は、産業政策課に事務局を置く、「とちぎのいいもの」（県産品）販売促進プロジェクトチーム会議に諮り取扱いの可否を決定する。

### 3 取扱商品の応募等

- (1) 本事業の事業内容を理解し、首都圏等への商品売り込みに対して意欲のある事業者は、次の書類に必要事項を記載し、電子メールで事務局（産業政策課）宛て応募してください。

なお、応募に必要な書類は、産業政策課のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/iimono.html>）からダウンロードが可能です。

- ① 農林水産物及び加工食品については、「申込書」（様式1）と「FCPシート」（農林水産省フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）により作成された様式）  
② 伝統工芸品・工芸品については、「申込書」（様式1）と「商品提案書」（様式2）
- (2) 申込書には応募する商品の一覧を記載し、FCPシート又は商品提案書は、個別の商品ごとに作成してください。

なお、申込書には、申し込みに当たっての確認事項が記載してありますので、内容に同意した上で応募してください。

- (3) 事業者から提出された商品提案書は、本事業で売り込み先に対して商品紹介の際に「個別商品シート」として使用しますので、記載内容をチェックし、不明な点は事務局から確認を行います。

- (4) 販路開拓業務において、商品及び事業者情報を正確に把握する必要があるため、事業者の面談及び現地確認を必要に応じて実施します。

面談及び現地調査の実施に当たっては、製造（生産）工程の確認も必要となることから、製造（生産）現場で行いますので、応募者と製造者が別事業者の場合には、製造者の同意を得て双方の対応をお願いします。

面談及び現地確認の結果、商品提案書等に対してアドバイスがある場合には、意見を添えて応募者にフィードバックします。

- (5) 2の「事業者及び商品の基準」に該当しない場合や、関係法令等のチェックで不備が見つかった場合、商品提案書に虚偽の記載があった場合、企業理念と本事業との間にギャップがあるため本事業で販路開拓を行う事ができない場合等は、首都圏等に売り込む商品として扱うことができません。

それらの商品に対しては、事業者及び商品の状況に応じたアドバイスをさせていただきます。

### 4 応募書類の提出先

「とちぎのいいもの」（県産品）販売推進事業 事務局（産業政策課）

〒 320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部 産業政策課

産業戦略推進室フードバレーチーム

TEL 028-623-3203 FAX 028-623-3167

E-mail : [tochiginoiimono@pref.tochigi.lg.jp](mailto:tochiginoiimono@pref.tochigi.lg.jp)

## 5 商品等情報の取り扱いについて

応募していただいた商品並びに事業者等に関する情報については、本事業のために利用するもので、その他の目的に使用することはありません。

## 6 その他

### (1) FCPシート又は商品提案書の内容の更新等について

- FCPシート又は商品提案書の提出後、記載内容に誤りが見つかった場合は、速やかに事務局に修正を申し出てください。
- 商品情報や企業情報の更新等によりFCPシート又は商品提案書の内容に変更事項が生じた場合は、速やかに事務局に変更を申し出てください。
- FCPシート又は商品提案書は本部で管理することとし、情報の最新化を図るために、年に1回程度、記載内容を確認します。

### (2) 首都圏等に向けた販路開拓の確認事項

- 事業者から応募のあった商品は、応募状況に応じて効果的な販路開拓を行うため、全てを同一に取り扱わず、商品毎に売り込み先等の検討を行います。
- 県は、商談の成否及び取引による損失等について一切責任を負いません。
- 本事業の応募に関して直接事業者が負担する費用はありません。ただし、本事業に要した事業者の出張旅費等実費一切については各自の負担となります。

### (3) 売り込み商品のサンプルの提供依頼等

- 本事業で売り込みに使用するために商品のサンプルを求めることがあります。  
なお、サンプル提供に係る費用は事業者の負担となります。